

秋田県人格のない社団等事業継続支援金 Q&A

【対象について】

Q 1 : 人格のない社団等とは何か？

A 1 : 法人税法（昭和 40 年法律第 34 号）第 2 条第 1 項第 8 号に規定する「法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるもの」のことです。

Q 2 : 支給要件はどのようになっているか？

A 2 : 人格のない社団等であり、次の 3 つを全て満たす必要があります。

- ①秋田県内に本店又は主たる事務所を置き、令和元年以前から収益事業を行い、秋田県内の納税地を所轄する税務署長あてに法人税等の申告を行っており、今後も事業を継続する意思があること。
- ②新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、令和 2 年度の事業収入が、令和元年度の事業収入と比較して 20%以上減少していること。
- ③代表者又は管理人、構成員等が、秋田県暴力団排除条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団、同条第 2 号に規定する暴力団員に該当せず、かつ将来にわたっても該当しないこと。また、上記の暴力団及び暴力団員が申請事業者の経営に事実上参画していないこと。

Q 3 : 事業収入とは何か？

A 3 : 申告時に提出する「法人事業概況説明書」の「売上（収入）高」に記載されている金額が該当します。

Q 4 : 事業収入が減少率 20%未満の場合は対象とならないか？

A 4 : 減少率が 20%未満の場合は、対象になりません。

Q 5 : 複数の事業を行っており、事業全体では事業収入が減少率 20%未満であるものの、一部部門では減少率 20%以上となっている。この場合は対象となるか？

A 5 : 一つの人格のない社団等における全ての事業収入を合算した事業収入額で判断しますので、全体で減少率 20%未満の場合は、対象になりません。

Q 6 : 令和元年中に収益事業を開始し、申請時点で事業年度が令和 2 年度の途中であるため、令和 2 年度の年間事業収入が確定していない。この場合は対象になるか？

A 6 : 令和 2 年度の事業収入を令和 2 年度の経過月数で除した後に 12 を乗じて得た金額が、令和元年度の事業収入と比較して 20%以上減少している場合には、対象になります。

$$\left(\frac{\text{令和 2 年度の仕事収入}}{\text{令和 2 年度の経過月数}} \right) \times 12 \quad \Rightarrow \quad \text{令和元年度の事業収入と比較して 20\%以上減少しているか?}$$

Q 7 : 修正申告を行った結果、要件を満たした場合は対象となるか?

A 7 : 要件を満たすことが確認できれば対象となります。

【支援金について】

Q 8 : 支援金の金額はどのように算定するのか?

A 8 : 令和元年度の事業収入から、令和 2 年度の事業収入を差し引いて算定します (上限額 50 万円)。

【例 1】

令和元年度の事業収入 : 150 万円

令和 2 年度の事業収入 : 105 万円 (減少率 30%)

→支給額 : 45 万円

【例 2】

令和元年度の事業収入 : 200 万円

令和 2 年度の事業収入 : 80 万円 (減少率 60%)

→支給額 : 50 万円 (上限額)

ただし、令和元年中に収益事業を開始した人格のない社団等で、申請時点では事業年度が令和 2 年度の途中であり、令和 2 年度の年間事業収入が確定していない場合は、以下の算定式によります (上限額 50 万円)。

【算定式】

$$\text{支給額} = \text{令和元年度の事業収入} - \left(\frac{\text{令和 2 年度の仕事収入}}{\text{令和 2 年度の経過月数}} \right) \times 12$$

Q 9 : 複数回支給することはできるか?

A 9 : 複数回の支給はできません。

【申請について】

Q10：申請はどのようにすればよいのか？

A10：県ホームページ「美の国あきたネット」からダウンロードした様式又は県産業政策課（県庁第二庁舎3階）に設置する様式に記入のうえ、添付書類とともに県産業政策課あてご郵送ください。

【課税について】

Q11：秋田県人格のない社団等事業継続支援金は課税の対象となるか？

A11：事業所得等に区分され、法人税の課税対象（益金に算入）となります。